

剪定枝

収集日 戸別回収は毎週火曜日、直接搬入は毎週金曜日

出し方 指定の長さに切断した後、ヒモなどで縛って出してください。

回収できるもの

- 中井町内の土地から発生したもの。
- 枝は30cm以上130cm未満に切断し、直径が最も太い箇所で18cm未満のもの。
- 幹は1m未満に切断し、直径が最も太い箇所で50cm未満で枝を払ってあるもの。
- 水を多くあげている、比較的やわらかい4月から9月に伐採した竹。

回収できないもの

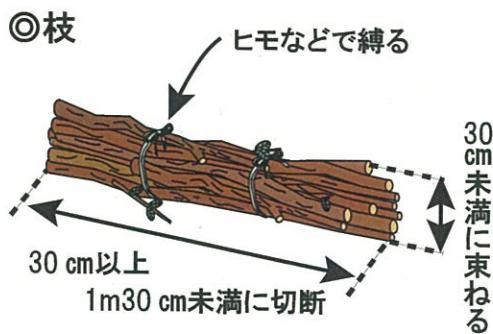
- キヨウチクトウ、アセビ、ウルシ、などの毒性のある樹木、シュロの木、腐敗した樹木、竹(10月から3月に伐採したもの)、笹、草、落ち葉、樹木の根、建築廃材、角材など。
- ビニール袋やごみ袋に入ったもの。

注意点

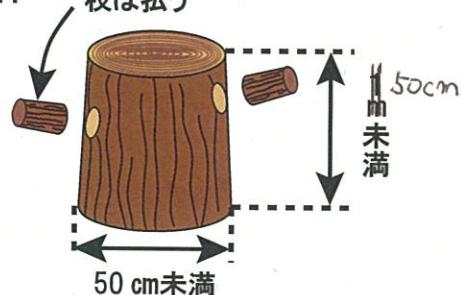
- 戸別回収及び直接搬入のどちらの場合も、前日の午前中までに必ず電話で申し込んでください。
- 枝を縛るときは、針金等の金属は使わないでください。
- 釘や石などが混ざると機械が破損するので、絶対に混入しないように注意してください。
- 葉や束ねられない小枝などは、従来どおり町指定のごみ袋に入れて、燃えるごみの日に出してください。
- 戸別回収は、月曜日及び火曜日が休祭日の場合は行いません。

処理の仕方

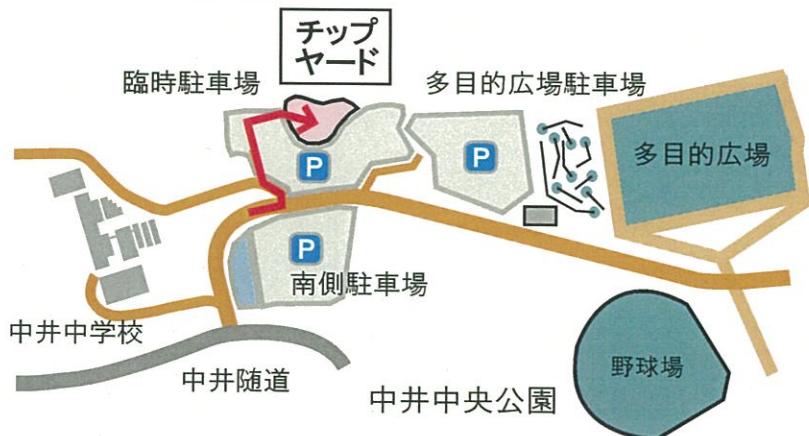
◎枝



◎幹



直接搬入場所



チップ・薪を無料配布

- 剪定枝はチップにして、また、幹は薪として無料配布しています。
希望者は事前に環境経済課☎81-1115に電話で申し込みください。
- 少量のチップは、土嚢袋に入れて役場でお渡しします。
大量の場合はチップヤードへ取りに来ていただきます。